

## 資料編

- 1 大阪市教育振興基本計画抜粋
- 2 大阪市教育委員会と大阪教育大学との連携の経過
- 3 新・大阪市総合教育センターの検討経過
- 4 大阪市教育委員会と大阪教育大学との連携推進会議設置要項
- 5 子どもの未来を拓く大阪市と大阪教育大学との包括連携協定書
- 6 大阪市教員養成協働研究講座の設置・運営に関する協定書
- 7 新・大阪市総合教育センター及び連合教職大学院合築施設設置に向けた基本協定書
- 8 キャリアステージに対応した教育研修体系
- 9 用語解説

## 1 大阪市教育振興基本計画（平成 29 年 3 月） 抜粋

### めざすべき目標像

全ての子どもたちが学力を身に付けながら健やかに成長し、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うようになることをめざします。

そのために、社会が多様化し激しく変化する中で、国際化の進展や未曾有の災害の発生等に立ち向かう「生き抜く力」を備え、未来を切り拓く心豊かな子どもたちをはぐくむようにします。

### 基本となる考え方

- ・個人として尊厳を重んじ、その意見を尊重するとともに、自由と規範意識、権利と義務を重んじ、自己の判断と責任で道を切り拓き、真理と正義を求め、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備え、グローバル化が進む国際社会においても強く「生き抜く力」を備えた子どもたちをはぐくむこと
- ・子どもたちが、我が国と郷土の伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた国と、自らが育ったこの大阪を愛し、大阪にふさわしい新しい文化の創造をめざすようになること
- ・教育行政においては、上記の教育が行われるよう、学校教育の円滑かつ継続的な実施のための支援、教員の能力・適性等の向上を図るための研修、家庭の教育力の向上の支援、青少年・成人に対する教育活動の振興に関する施策の推進に努めること

### 教員の人材の確保

近年、教員の大量退職・大量採用が続いており、ベテラン教員がこれまで培ってきた指導技術のノウハウを新規採用者にいかに継承するかが重要な課題となっています。こうした現状を踏まえ、小・中学校の教員をめざす大学生等を対象に教員養成のための講座を実施します。また、教員採用に当たって、受験者に対し大阪市の方針、施策、待遇等について周知を図るとともに、大学との連携を強化し、人物本位の選考方法を実施するなど、教員に求められる資質・能力を備えた人材の確保に努めるとともに、専門性や社会人経験を有する人材の採用に向け、採用選考の特例措置等の方策を講じていきます。

### 教員の教育力向上のための研修や学びの機会づくり

自律性を備えた教員としてその能力を高め、教育活動で専門性を十分に発揮できるように支援します。あわせて、教員が互いに切磋琢磨し、優れた教育実践を創造するとともに、それを「知」の財産として共有できるよう環境を整備し、大阪市における教育実践のイノベーションを進めます。

### シンクタンクの機能の充実

大学等と連携し、全国学力・学習状況調査等の詳細かつ多面的な分析によって得られた客観的な結果をもとに、大阪市及び各小・中学校の取組の成果と課題を検証し、各校の取組の改善・強化を図ります。

また、重点的に学力向上を図る研究校を指定し、大学等による詳細な調査研究を進めるとともに、学力向上の取組の検証、提案、指導助言等、多面的総合的な支援を行います。

さらに、校長の人事・予算等の権限を最大限強化し、校長の方針に共鳴する教員が結集してアイデアを出し合いながら、学校現場のリーダーシップとチームワークにより学力向上等の教育課題に果敢に取り組む「スーパーリーダーシップ特例校（仮称）」を創設します。同特例校は子どもたちの潜在能力を信じ、高い期待をかけ続け、子どもたちが「分かった」「できた」という成功体験を積み重ねることにより、学力向上と成長を図り、学校力アップのモデルをめざします。「スーパーリーダーシップ特例校（仮称）」の成果を含め、総合的な学校力アップのための実践研究を深め、今後の教育施策の質的向上に活用します。

重ねて「waku<sup>x2</sup>.com-bee（大阪市の授業スタンダード）」のコンテンツ追加更新を行うとともに、各校の校内研修や教育センターでの研修等に有効に活用します。

## 2 大阪市教育委員会と大阪教育大学の連携の経過

平成 30 年 2 月	<u>子どもの未来を拓く大阪市と大阪教育大学との包括連携協定締結</u>
平成 30 年 4 月	大阪市教員養成協働研究講座開設 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 連合教職大学院に特任教授 2 名を配置</li><li>・ 共同プログラムの開発<ul style="list-style-type: none"><li>「学校教育 ICT 推進リーダー養成プログラム」(～R2)</li><li>「エビデンスベースの学校改革」(～R2)</li></ul></li><li>・ ミドルリーダー育成をめざす大阪市教員の連合教職大学院への派遣推薦選考開始</li><li>・ 大阪市教員に向けた活動紹介瓦版「TOPIX」の発行</li><li>・ 大阪市の特色ある教育活動を大阪教育大学の学生に紹介する「OSAKA スクールウォッチング」の実施</li><li>・ ストレートマスターの現場実習の大阪市の学校での受け入れ</li></ul>
平成 30 年 10 月	海外派遣研修実施(ドイツ)
平成 30 年 11 月	大阪市と大阪教育大学との連携推進会議設置 連携推進会議、教育センター機能強化検討部会の開催
平成 31 年 4 月	連合教職大学院特任教授 2 名増員(計 4 名配置) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 大阪市教員採用試験受験学生の指導強化</li></ul>
令和 元年 10 月	管理職としての資質の向上に関する指標に基づく研修の共同実施
令和 2 年 1 月	海外派遣研修実施(イギリス)
令和 2 年 1 月	<u>新・大阪市総合教育センター(仮称)及び連合教職大学院合築施設設置に向けた基本協定締結</u>
令和 2 年 4 月	新・大阪市総合教育センター(仮称)構築ワーキング(庁内組織)設置 大阪市教員に向けた現職教員院生による活動報告「院生通信」の発行
令和 2 年 7 月	新型コロナウイルス感染拡大にかかる調査共同研究の実施

### 3 新・大阪市総合教育センターの検討経過

#### 連携推進会議検討状況

開催月日	検討内容
第1回 平成30年11月15日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連携推進会議における協議事項の確認</li> <li>・ 今後の連携に向けた方向性について</li> <li>・ 部会の設置について</li> </ul>
第2回 令和元年11月22日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪市大阪教育大学による合築施設設置構想について</li> <li>・ 合築施設設置に関する協定書（等）について</li> </ul>

#### 教育センター機能強化検討部会検討状況

開催月日	検討内容
第1回 令和元年5月20日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪市教育委員会と大阪教育大学との連携推進会議について</li> <li>・ 教育センター機能強化検討部会について</li> <li>・ 新センターのコンセプトについて</li> </ul>
第2回 令和元年10月9日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会員の変更と大阪府の参加について</li> <li>・ 新センターのコンセプトについて</li> </ul>
第3回 令和2年8月31日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新センターの建設計画について</li> </ul>

#### 新・大阪市総合教育センター（仮称）構築WG検討状況

開催月日	検討内容
第1回 令和2年6月17日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構築WG設置目的について</li> <li>・ 基本構想原案について</li> </ul>
第2回 令和2年7月8日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の在り方の課題について</li> <li>・ 研究フロアの魅力化に向けた活用案について</li> </ul>
第3回 令和3年3月2日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本構想原案について</li> <li>・ センター拠点校・連携校について</li> </ul>

## 4 大阪市教育委員会と大阪教育大学との連携推進会議設置要綱

### （設置）

第1条 「子どもの未来を拓く大阪市と大阪教育大学との包括連携に関する協定書」(平成30年2月21日締結)に基づく事業の円滑な推進を図る協議を行うため、大阪市教育委員会(以下「市教委」という。)と国立大学法人大阪教育大学(以下「大教大」という。)との連携推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

### （目的）

第2条 推進会議は、市教委と大教大が相互に連携・協力を図ることにより、子どもの教育の推進及び地域の活性を図る検討の場とする。

### （協議事項）

第3条 推進会議は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 大阪市教育センターの機能強化に関すること
- (2) 新センターの教育環境整備に関すること
- (3) 大阪市立高等学校の教育課程改革に関すること
- (4) その他双方が必要と認める事項に関すること

### （組織）

第4条 推進会議は、別表の職にある者をもって組織する。

- 2 推進会議に必要な場合は、前項に規定する職にある者の他、必要と認める者を加えることができる。

### （議長等）

第5条 推進会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、大阪教育大学学長をもって充てる。
- 3 副議長は、大阪市教育委員会教育長をもって充てる。
- 4 議長は、推進会議を代表し、会務を掌理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故がある場合は、その職務を代行する。

### （会議）

第6条 推進会議は会議中の開催にあたり、必要と認められた者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(部会)

第7条 第3条に規定する協議事項の具体的な検討を行うため、推進会議の下に部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、推進会議が定める。

(事務局)

第8条 推進会議の事務を処理するため、大教大総務部総務課に事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は推進会議で定める。

附則

この要綱は、平成30年11月15日から施行する。

(別表)

市教委

- ・大阪市教育委員会教育長
- ・大阪市教育委員会事務局教育監

大教大

- ・大阪教育大学学長
- ・大阪教育大学理事

別表

部会	部会員
教育センター機能強化検討部会	大阪市教育委員会事務局 (1)総務部長 (2)総務部政策推進担当部長 (3)総務部学校環境整備担当部長 (4)総務部教育政策課長 (5)総務部大学連携企画担当課長 (6)総務部技術管理担当課長 (7)大阪市教育センター所長 (8)大阪市教育センター管理課長 (9)大阪市教育センター教育振興担当課長
	大阪教育大学 (1)大学院連合教職実践研究科主任

	<p>(2) 大学院連合教職実践研究科に所属する教員 1人  (3) 総務部長  (4) 経営戦略課長  (5) 財務課長  (6) 施設課長  (7) 天王寺地区総務課長  (8) 学術連携課長</p>
	<p>※オブザーバー参加  大阪府教育庁  (1) 教育振興室高等学校課参事  大阪府教育センター  (1) カリキュラム開発部長</p>
<p>高等学校教育課程改革検討部会</p>	<p>大阪市教育委員会  (1) 大阪市教育委員会事務局総務部長  (2) 大阪市教育委員会事務局政策推進担当課長  (3) 大阪市教育委員会指導部長  (4) 大阪市教育委員会事務局教育政策課長  (5) 大阪市教育委員会事務局大学連携企画担当課長  (6) 大阪市教育委員会事務局高校教育課長  (7) 大阪市教育委員会事務局指導部首席指導主事</p> <p>大阪教育大学  (1) 副学長 1人  (2) 教職教育研究センターに所属する教員 1人  (3) 学長補佐 2人  (4) 学務部次長  (5) 教務課長  (6) 入試課長</p>



## 5 子どもの未来を拓く大阪市と大阪教育大学との包括連携に関する協定書

大阪市と大阪教育大学（以下「両者」という。）は、相互に連携・協力を図ることにより、次代を担う子どもの未来を応援するため、両者が有する人的・物的・知的資源を用いて連携するにあたり、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が包括的な連携のもとに、それぞれ行政機関、教育研究機関として有する豊富な人材・情報・知見などを活かし、大阪市における課題の解決に取り組むとともに、大阪教育大学における教育・研究の充実、発展に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 子どもの教育の推進に関すること
- (2) 子どもの貧困対策の推進に関すること
- (3) 子どもの安全と健康に関すること
- (4) 子どもに関わる人材の活用と育成に関すること
- (5) 地域の活性化に関すること
- (6) その他両者が必要と認める事項に関すること

（連絡調整窓口）

第3条 前条各号に定める項目を円滑かつ効果的に進めるために両社に連絡調整窓口を設ける。

（協定内容の変更）

第4条 両者は協議の上で、本協定の内容を変更できるものとする。

（期間）

第5条 本協定は、締結日から効力を有するものとし、両者のいずれかからの書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、両者が協議し決定するものとする。

本協定の証として、本書を2通作成し、署名の上、各自1通を保有する。

## 6 大阪市教員養成協働研究講座の設置・運営に関する協定書

国立大学法人大阪教育大学（以下「大教大」という。）と大阪市教育委員会（以下「市教委」という。）は、平成14年12月20日締結の「大阪教育大学と大阪市教育委員会との連携協力に関する協定書」及び平成30年2月21日締結の「子どもの未来を拓く大阪市と大阪教育大学の包括連携に関する協定書」に基づいて、大教大における共同研究講座を設置・運営するにあたり必要な事項について次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 大教大及び市教委は、養成・採用・研修を通じた教員の不断の資質向上にかかる課題について連携して教育及び研究を行うため、相互協力し、共同研究講座（以下「本講座」という。）を設置し、これを運営する。

### （講座の設置）

第2条 大教大は、本協定の締結後遅滞なく、本講座を自らの組織として、設置する。  
2 本講座を設置する部局は、大学院連合教職実践研究科とする。

### （講座の名称）

第3条 本講座の名称は、「大阪市教員養成協働研究講座」とする。

### （講座の目的）

第4条 本講座は、次に掲げる内容を研究（以下「本研究」という。）することを目的とする。  
(1) 大阪市の教員の指導力向上、管理職の資質向上に関する研究  
(2) 複雑化・多様化する教育課題に対応し、実践的な解決に資するための研究  
(3) 学生の実践力を養うための学校現場実習との協働による実践研究  
(4) 大阪市教員・管理職としての資質の向上に関する指標に基づく体系的な教員研修計画に資する研修に関する研究

### （講座の構成）

第5条 本講座は、次の者をもって構成する。  
(1) 大教大の特任教員（国立大学法人大阪教育大学特任教員就業規則が適用される教員であって、第6条により支払われる費用によって雇用される者をいう。）  
(2) 大教大の教員（前号以外の教員であって、本研究に兼務として従事する者をいう。）  
2 前項第1号に掲げる者は、原則として学校・幼稚園教員の職務経験を有する者から選考するものとする。

3 大教大及び市教委は、双方協議して、第1項に掲げる者以外を本研究に参加させることができる。

(講座設置・運営の費用等)

第6条 市教委は、本研究の実施に直接要する費用を含む本講座の設置・運営に関する費用(以下「本講座費用」という。)として、双方で別に締結する共同研究契約(以下「別契約」という。)に定めた額を大教大に支払う。

2 前項に掲げる費用の支払時期は、市教委と大教大が協議して定める。

3 市教委は、各年度に一括して大教大に本講座費用を支払う。

4 大教大は、本講座の運営のために別契約に定める施設及び設備を提供する。

(講座設置・運営の期間)

第7条 本講座を設置し、運営する期間(以下「設置・運営期間」という。)は、協定書締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 期間満了の3か月前までに大教大及び市教委のいずれからも別段の意思表示がないときは設置・運営期間は、自動的に1年間更新するものとする。

3 前項に定める別段の意思表示は、相手方に対する書面による通知をもってするものとする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、前条に定める期間とする。

(協定の細目)

第9条 本協定に掲げるもののほか研究成果の取扱いを含む本研究の実施の細目については、別契約においてこれを定める。

(疑義等の解決)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に関する疑義を生じたときは、大教大及び市教委が協議して、これを解決する。

本協定締結の証として本書2通を作成し、大教大及び市教委が押印の上、各1通を保有する。

## 7 新・大阪市総合教育センター及び連合教職大学院合築施設設置に向けた基本協定書

大阪市（以下「甲」という。）及び国立大学法人大阪教育大学（以下「乙」という。）は、平成 30 年 2 月 21 日締結の「子どもの未来を拓く大阪市と大阪教育大学の包括連携に関する協定書」（以下「包括連携協定」という。）に基づき、乙が所有する大阪教育大学天王寺キャンパスに係る土地に、共同して合築施設の設置をめざすにあたり、次のとおり協定書を締結する。

### （目的）

第 1 条 本協定書は、甲及び乙が共同して合築施設の設置をめざすことにより、包括連携協定に定める連携事項等をより効果的かつ円滑に実施すること及び甲及び乙の共同の利益を増進するために良好な環境を確保することを目的とする。

### （連携事項）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して教員の資質向上につながる研修内容の充実を図るとともに、大阪市が抱える教育課題の解決や、教育実践のイノベーションにつながる研究を推進できるよう相互に協力するものとする。

### （信義誠実の義務）

第 3 条 甲及び乙は、合築施設が有効に利用されるよう互いに信義を重んじ、誠実に本協定書を順守しなければならない。

### （有効期間）

第 4 条 本協定書の有効期間は、締結日から効力を有するものとし、甲及び乙のいずれかからの書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

2 第 1 項の終了の意思表示は、終了の 1 年前までに行うこと。

### （疑義の解決）

第 5 条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、両者協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成しそれぞれ署名のうえ、甲及び乙が各 1 通を保有する。

## 8 キャリアステージに対応した教員研修体系

	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ	教頭・副校長	校長・園長
		授業力				マネジメント力
	新任研修 (1年目、2年目)	5年次教員 研修	中堅教員研修	首席・指導教諭 ・幼稚園主任研修		管理職研修
教員「基本」研修	新任教員研修(1年目)	共通研修(新任教員に求めるもの、コンプライアンス、メンタルヘルス、子ども理解、特別支援教育、コミュニケーションとマナー、人権教育、校種種間連携) 校種種別職種別研修(各教科領域、ICT活用等) 校種内研修(研究保育・研究授業等)				
	新任教員研修(2年目)	共通研修(2年目教員に望むこと、人権教育、社会体験、成果と課題) 校種種別職種別研修(学級集団づくり2年目、情報モラル教育、教科指導における今日の課題、教科等指導力向上研修等) 校種内研修(研究保育・研究授業)				
	5年次教員研修	共通研修(5年次教員としてのキャリアステージ、コンプライアンス、子ども理解、中堅教員に向けて) 校種種別職種別研修(選択研修等) 校種内研修(校種種間連携、研究保育・研究授業)				
	中堅教員研修	共通研修(中堅教員としてのキャリアステージ、コンプライアンス、メンタルヘルス、子ども理解、人権教育、 学校園安全管理・危機管理、学校園組織マネジメント、研究実践成果報告、次のキャリアステージに向けて) 校種種別職種別研修(道徳教育研修、ICTスキルアップ研修、選択研修等) 校種内研修(校種種間連携、研究保育・研究授業等)				
教員 専門 研修	管理職研修	校長研修、園長研修、学校園運営研修、教頭・副校長・幼稚園主任研修、新任校長研修、新任教頭・副校長研修、応急手当普及員講習				
	首席・指導教諭・幼稚園主任研修	部室研修、幼稚園主任研修、指導教諭研修、新任首席・新任幼稚園主任研修、新任指導教諭研修				
	教科等指導力向上研修	小学校:国語、生活・総合的な学習の時間、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育、水泳、道徳、外国語、特別活動 中学校:国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、外国語(英語)、道徳 学力向上授業研修、模範教育研修、大阪市立科学館連携研修、大阪市立科学館セミナー、大阪市立自然史博物館連携研修、大阪歴史博物館連携研修、大学連携講座				
	外国語(英語)研修	小学校・中学校外国語主任研修、英語夏期集中講座、英語力向上研修				
	ICT教育研修	ICT教育担当教員研修、ICT推進リーダー養成研修、ICT授業実践研修、プログラミング教育担当教員研修				
	特別支援教育研修	合理的配慮テーマ別研修、特別支援教育実践講座、幼稚園特別支援教育研修、中学校特別支援教育研修、高等学校特別支援教育研修、音声教材活用研修、特別支援教育CO研修				
	情報教育研修	情報教育実践研修、情報モラル教育研修				
	人権教育研修	人権教育実践講座、帰国・来日等の子どもの教育研修				
	集団づくり、子ども理解、児童・生徒指導等に関する研修	児童虐待防止に関する研修、学級集団づくり研修(3年目・4年目)、自尊感情を育む仲間づくり研修、キャリア教育研修、 器物乱用防止に関する研修、体罰・暴力行為等防止研修				
	OJT(若手教員育成支援)事業に関する研修	OJTグループ研修、メンター研修				
主任・主事等研修	人権教育主事者研修、外国人教育主事者研修、校内研修主事者研修、学校給食主任研修、保健主事研修、 小学校図書担当研修、中学校図書担当研修、小中連携コーディネーター研修、学校力IPベース事業小学校コーディネーター研修、 学校力IPベース事業中学校コーディネーター研修、学校力IPベース事業小学校習熟度別少人数授業の進め方研修、 学校力IPベース事業中学校習熟度別少人数授業の進め方研修、道徳教育推進教師研修、高等学校進路指導主事研修、高等学校生徒指導主事研修 小学校水泳指導事前研修					
養護教員研修	養護教員研修、養護教員実践研修、養護教員健康教育研修					
栄養教職員研修	栄養教職員実践研修、栄養教職員課題別研修					
特別企画研修	国際科指導力IP研修、リーディングスキル講座、校種長昇任予定者研修、教頭昇任予定者研修、新任期間付随研修 ※効果的教育課題に対応して実施する研修					

研修名は予定

## 9 用語解説

### ○ IoT

Internet of Things の略で、モノのインターネットと訳される。モノがインターネット経由で通信することを意味する。あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称。

### ○ エコマテリアル

優れた特性・機能を持ちながら、より少ない環境負荷で製造・使用・リサイクルまたは廃棄でき、しかも人に優しい材料（または材料技術）のこと。

### ○ SDGs

「SDGs（エスディーゼズ）」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のこと。

### ○ エビデンス

英語で evidence 「証拠・裏付け・科学的根拠」を意味し、ある実践には確かに「効果」があるというデータのことをいう。

### ○ LMS

Learning Management System（学習管理システム）の略。組織で実施する eラーニングを、受講者に割り当てたり進捗管理したりするだけでなく、オンデマンド型の研修も一元管理することで、組織全体の学習効果を高める仕組み。受講者が Web での研修申し込みや研修履歴の確認ができるとともに、空いた時間に視聴・閲覧が可能になり、研修後に理解度テストで習熟度を確認したりすることで、研修内容の定着を図ることができる。

### ○ 大阪市子どもサポートネット

学校における気づきを区役所や地域等につなぎ、社会全体で支える、区長のマネジメントによる子ども子育て世帯の総合支援体制。

### ○ OJT

On the Job Training の略。職場での実務を通じて行う職員の教育訓練のこと。

- Off-JT  
Off the Job Training の略。「職場外研修」と呼ばれ、職場を離れて行う教育訓練のこと。
  
- 往還型研修  
職場外研修（Off-JT）で学んだことを職場で実践（OJT）し、その結果をさらに 職場外研修（Off-JT）で学ぶことを繰り返す研修形態のこと。
  
- カリキュラム・マネジメント  
教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。各学校が、学校の教育目標をよりよく達成するために、組織としてカリキュラムを創り、動かし、変えていく、継続的かつ発展的な、課題解決の営み。
  
- GIGA スクール構想  
義務教育を受ける児童・生徒のために、1 人 1 台の学習者用 PC と高速ネットワーク環境などを整備する 5 年間の計画。その目的は子どもたち一人一人の個性に合わせた教育の実現にある。
  
- キャリアステージ  
職責、経験及び適性に応じた成長段階。
  
- クロスアポイントメント制度  
研究者等が複数の大学や公的研究機関、民間企業等の中で、それぞれと雇用契約を結び、業務を行うことを可能とする制度。
  
- シンクタンク機能  
専門的な調査・分析・研究を進め、問題解決や取組の方向などを提言する働き。
  
- STEAM 教育  
「Science（サイエンス）」「Technology（テクノロジー）」「Engineering（エンジニアリング）」「Art（アート）」「Mathematics（マセマティクス）」等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。
  
- ストレートマスター  
大学 4 年間で卒業して、そのまま大学院に進んだ学生のこと。
  
- ダッシュボード

「校務支援システム」と「学習系システム」を安全かつ有効的に連携させ、これらのシステムを日常的に使うことによっておのずと蓄積される校務や学習にかかるデータを集約し、学校の状況や児童生徒の学びを一元化し、可視化するシステムのこと。

○ チーム学校

現在、配置されている教員に加えて、多様な専門性を持つ教員の配置を進めるとともに、教員と多様な専門性を持つ職員が一つのチームとして、それぞれの専門性を生かして、連携、協働することができるよう、管理職のリーダーシップや校務の在り方、教員の働き方の見直しを行うことが必要であるという考え。

○ トップランナー機器

エネルギーを消費する機械器具のうち国内で大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機械器具であって、当該性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの。

○ PBIS（ポジティブ行動支援）

Positive Behavioral Interventions and Supports の略称で、アメリカを中心に進められている「ポジティブな行動への介入と支援」を基盤とする包括的児童・生徒指導アプローチのこと。

○ メンター

職場の一員として仕事や役割を遂行しながら成長していく経験の少ない若手教員を支援する先輩教員のこと。

○ ユニバーサルデザイン

高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

○ ライフサイクルコスト

製品や構造物（建物や橋、道路など）がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたもの。

○ リカレント教育

就職してからも、生涯にわたって教育と他の諸活動（労働,余暇など）を交互に行なうといった概念。

○ 遠隔教育



コンピューターネットワークなどの通信手段を利用し、離れた場所にいる人々に対して行う教育のこと。

- 学校マネジメント  
学校における資源、ヒト・モノ・時間などを最大限効果的・効率的に活用することにより、子どもたちに良質な教育を提供し、教育効果を上げること。
- 学校段階等間の接続  
幼稚園（及び保育所、認定こども園）と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の接続のこと
- 教育ビッグデータ  
学習者の学習履歴や行動履歴などを示すデータのこと。
- 個別最適化学習  
子どもたち一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行い、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのないような学習。
- 次世代の学校・地域創生プラン  
一億総活躍社会の実現と地方創生の推進のため、学校と地域が一体となって地域創生に取り組めるよう、平成27年12月にとりまとめられた中央教育審議会の3つの答申の内容の具体化を強力に推進するべく制定されたプランのこと。
- 心の天気  
学習系システムで、児童・生徒が登校しタブレットを用いて「はれ」「くもり」「あめ」「かみなり」の4段階の気持ちを表現するもの。子どもたちと教員の毎朝のコミュニケーションツールとなっている。
- 超スマート社会  
必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会のさまざまなニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といったさまざまな違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らせることのできる社会。
- 非認知能力  
非認知スキル、ソフトスキル、社会情報的能力、社会情報スキルなどと言い表されていて、

IQ や学力など数値で測れる認知能力とは異なり、やり抜く力や忍耐力、協調性、思いやり、社交性や自尊心といった心情的な視点が含まれる極めて広い概念。